

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示	ページ
秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(四〇)	1
秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程(四一)	2
収用委員会告示	
秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(四)	19
秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(五)	20
海区漁業調整委員会告示	
秋田海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(一)	22
秋田海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程(二)	23
内水面漁場管理委員会告示	
秋田県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(三)	40
秋田県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程(四)	41

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十号

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋選管告示第六十四号)の一部を次のように改正する。

様式第五号から様式第八号まで及び様式第十一号中「電話」を「電話番号」とし、

この決定に不服がある場合の救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定があつた翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 秋田県選挙管理委員会に異議申立てをすることが
----------------------	--

たことを知つた日の6条の規定により、できます。

この処分に不服がある場合の救 済 方 法

- この処分に不服があつた翌日から起算して異議申立てをすること
- この処分の取消し翌日から起算して6 秋田県を代表する者 起すことができま の翌日から起算して 提起することができ
- この処分について 是は、異議申立てに 起算して6月以内に であつても、決定の 処分の取消しの訴え

ある場合は、この処分があつたことを知つた日 60日以内に、秋田県選挙管理委員会に対して とができます。 の訴えは、この処分があつたことを知つた日の

月以内に、秋田県を被告として（訴訟においては、秋田県選挙管理委員会となります。）、提す。ただし、その期間内であつても、処分の日1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを
 1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴
 に対する決定があつたことを知つた日の翌日から
 提起することができます。ただし、その期間内
 日の翌日から起算して1年を経過したときは、
 を提起することができません。

に改める。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋選管告示第四十一号

秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋選管告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人（）」を「遺族又は法定代理人（）」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各頂」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各頂」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各頂」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各頂」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各頂」とあるのは、「第二十六条の十各頂」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条各頂」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第八号の二）によるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十五号の二）によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式

であつても
処分の取消

第十五号の四)によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第十五号の五)によるものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

一 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の六)

二 個人情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第十五号の七)

2 条例第二十六条の十第二項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第十五号の八)によるものとする。

3 条例第二十六条の十一第二項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第十五号の九)によるものとする。

4 条例第二十六条の十二の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第十五号の十)によるものとする。

<p>「 この決定に不服がある場合の 救 済 方 法 秋田県選挙管理委員会に異議申立てをす</p>	<p>この決定に不服がある場合は、この決 翌日から起算して60日以内に、行政不服 秋田県選挙管理委員会に異議申立てをす</p>
---	---

<p>「 この処分に不服がある場合の 救 済 方 法 この処分に不服がある場合の 救 済 方 法</p>	<p>1 この処分 の翌日から 異議申立て 2 この処分 翌日から起 秋田県を代 起すること の翌日から 提起するこ 3 この処分 えは、異議 起算して6</p>
--	---

定があつたことを知つた日の
審査法第6条の規定により、
ることができません。

に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日
起算して60日以内に、秋田県選挙管理委員会に対して
をすることができません。
の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の
算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において
表する者は、秋田県選挙管理委員会となります。)、提
ができます。ただし、その期間内であつても、処分の日
起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを
とができません。
について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴
申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から
月以内に提起することができます。ただし、その期間内
、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、
しの訴えを提起することができません。

とある。

署名欄 | 印中

他の実施機関 国・他の地方公共団体	実施機関以外の県の機関 法人その他の団体	個 出
----------------------	-------------------------	-----

版報道等 人 ()	他の実施機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体	個人 ()
---------------	--	--------

同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 法人その他の団体	他の実施機関 国・他の地方公 個人 ()
------------------------------------	-----------------------------

様式第 8 号 個人情報開示決定等期間延長通知書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長後の決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長の理由	
事務担当課	<p>部 課 班</p> <p>電話番号</p>
備考	

様式第 8 号の 2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

個人情報開示決定等期間特例延長通知書	
様	記号及び番号 年 月 日
秋田県選挙管理委員会委員長 印	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 内容説明：)
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第 8 号の 3 個人情報開示請求事案移送通知書 (第 6 条の 2 関係)

(A 4 判)

個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長



年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当課	部 課 班 電話番号

「 〓〓〓〓に、〓〓と〓〓あなた（貴団体）に、〓〓

〓〓〓〓に	〓〓〓〓
開 する 情 報 の 内 容	開示請求に係る個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報の内容

回〓〓〓〓（戻〓）に、〓〓住所、〓〓〓〓（居所）、〓〓〓〓、〓〓開示決定に反対する部分、〓〓開示請求に係る個人情報に含まれる私（当団体）に関する情報のうち開示に反対する部分、〓〓〓〓。

〓〓〓〓に、〓〓のあなた（貴団体）に、〓〓〓〓、〓〓第19条第1項、〓〓〓〓（第2項）、〓〓〓〓、〓〓第20条第2項、〓〓第20条第3項、〓〓〓〓に、〓〓記録されたあなた（貴団体）に、〓〓〓〓。

〓〓〓〓「請求者 住所、〓〓〓〓（居所）、〓〓〓〓第2項、〓〓〓〓、〓〓第3項、〓〓〓〓」（訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。）に、〓〓（開示を受けた日） 年 月 日

〓〓〓〓	〓〓〓〓
訂正を求める内容	（訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的に記入してください。）

〓〓〓〓	〓〓〓〓	〓〓〓〓
に記入してください。）	訂 正 請 求 の 内 容 及 び 理 由	（訂正請求の理由

を具体的に記入してください。）

〓〓 〓〓 法定代理人

記載欄） 法定代理人、〓〓 遺族・法定代理人記載欄） 遺族又は法定代理人、

〓〓	〓〓	〓〓
未成年者	成年被後見人	

〓〓	〓〓	〓〓
死者	未成年者	成年被後見人

〓〓	〓〓	〓〓
〓〓〓〓の住所、〓〓〓〓（居所）、〓〓〓〓	住所	〓〓

住所（居所） 〓〓〓〓 回〓〓〓〓に、〓〓〓〓「法定代理人、〓〓 遺族又は法定代理人、〓〓

〓〓の資格、〓〓 遺族又は法定代理人であること、〓〓〓〓 回〓〓〓〓に、〓〓〓〓

6 本人が死者である場合は、「本人の住所（居所）及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

〓〓〓〓第26条第1項、〓〓第26条の2第1項、〓〓「次の、〓〓、〓〓、〓〓」を訂正する、〓〓の訂正をする、〓〓〓〓、〓〓同条第2項の規定に基づき、〓〓〓〓。

〓〓〓〓第26条第1項、〓〓第26条の2第1項、〓〓「次の、〓〓、〓〓、〓〓」を訂正する、〓〓の一部について訂正をする、〓〓〓〓、〓〓同条第2項の規定に基づき、〓〓〓〓。

〓〓〓〓第26条第1項、〓〓第26条の2第2項、〓〓「次の、〓〓、〓〓、〓〓」を訂正する、〓〓〓〓、〓〓「訂正しない、〓〓訂正しない、〓〓〓〓、〓〓同条第3項の規定に基づき、〓〓〓〓。

〓〓〓〓第26条第4項において準用する同条例第19条第2項、〓〓第26条

の3第2項」に、「訂正するかどうかの決定をする」を「訂正決定書の」に、「第26条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当課	部 課 班 電話番号

様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

個人情報訂正通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 様

(郵便番号)

請求者 住所(居所)

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止 消去 提供の停止 (利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)
	(利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所)及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号)	電話番号

- 注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他()	旅券	健康保険証
請求資格の確認	戸籍謄本	その他()	
事務担当課	部	課	班 電話番号
備考			

様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止 とする理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
この処分に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県選挙管理委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

<p>個人情報非利用停止決定通知書</p>	
	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>様</p>	<p>秋田県選挙管理委員会委員長 印</p>
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。</p>	
<p>利用停止請求に係る 個人情報の内容</p>	
<p>利用停止をしない 理由</p>	
<p>事務担当課</p>	<p>部 課 班 電話番号</p>
<p>この処分に不服がある 場合の救済方法</p>	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県選挙管理委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
備考	

様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

<p>個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書</p>	
<p>様</p>	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>秋田県選挙管理委員会委員長 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
<p>利用停止請求に係る個人情報の内容</p>	
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長後の利用停止決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由</p>	
<p>事 務 担 当 課</p>	<p>部 課 班 電話番号</p>
<p>備 考</p>	

第16条第17号中「申出者 住所」の次に「(住所)」を、「第2項」の次に「第3項」を、並びに「是正申出に」を「是正の申出に」、並びに「認める」を「思料する」並びに「を求める内容」を「の申出の内容」、並びに「法定代理人記載欄」を「法定代理人」

を「遺族・法定代理人記載欄」 遺族又は法定代理人、並びに

未成年者 未成年者 成年被後見人 成年被後見人 死亡

者 未成年者 未成年者 死亡

所」の次に「(住所)」を、並びに「住所」及び「住所(住所)」

は、並びに「法定代理人」を「遺族又は法定代理人」、並びに「その資格」を「遺族又は法定代理人であること」、並びに「回葬の費用」を「その費用」とする。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(住所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

第17条第17号中「是正申出に係る個人情報」を「是正の申出に係る個人情報」、並びに「是正を求められた」を「是正の申出の」、並びに「」

」の趣意を、平成十七年四月一日から施行する。

収 入 税 賦 課 法 規 則

秋田県収用委員会告示第4号
秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県収用委員会 書記 口 祐 一

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県収用委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第17号中「申出者」及び「住所」並びに「電話番号」並びに

この決定に不服がある場合の救済方法

この決定に不服がある場合は、この決定があつた翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第16条第1項に規定する趣意を秋田県収用委員会に異議申立てをすることができ

たことを知った日の6条の規定により、

この処分に対する不服がある場合の救済方法

- 1 この処分に対する不服があつた翌日から起算して立てをすることができ
- 2 この処分に対する不服があつた翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第16条第1項に規定する趣意を秋田県収用委員会に異議申立てをすることができ
- 3 この処分に対する不服があつた翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第16条第1項に規定する趣意を秋田県収用委員会に異議申立てをすることができ

ある場合は、この処分があつたことを知つた日60日以内に、秋田県収用委員会に対して異議申立てをします。

この訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県を被告として(訴訟においては、秋田県収用委員会となります。)、提起すべし。その期間内であつても、処分の日の翌を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起すべし。

」

1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴

対する決定があつたことを知つた日の翌日から提起することができます。ただし、その期間内日の翌日から起算して1年を経過したときは、を提起することができません。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県収用委員会告示第五号

秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

秋田県告示第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人(」を「遺族又は法定代理人(」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。
第七条第一項中「個人情報情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条」の「」から第十四条の五まで、を訂正する。

第七号中

他の実施機関 実施機関以外の県の機関
国・他の地方公共団体 法人その他の団体

出

版報道等
人 ()

他の実施機関 実施機関以外の県の機関
国・他の地方公共団体
独立行政法人等・地方独立行政法人
法人その他の団体 個人 ()

同一実施機関内 他の実施機関
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公
法人その他の団体 個人 ()

同一実施機関内 他の実施機関
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体
独立行政法人等・地方独立行政法人
法人その他の団体 個人 ()

個人情報取扱
事務の委託
有 (委託の内容:
無

指定管理者が扱う 個人情報取扱事務	有 (事務の内容: 無
個人情報取扱 事務の委託	有 (委託の内容: 無

す。

第1項の「申出者 住所」の次に「(居所)」を、「第2項」の次に「第3項」を、「是正申出に」を、「是正の申出に」に、「認める」を、「思考する」に、「を求める内容」を、「の申出の内容」に、「法定代理人記載欄」 法定代理人、

或「遺族・法定代理人記載欄」 遺族又は法定代理人」に、

未成年者 成年被後見人 死

者 未成年者 成年被後見人 死亡後の住所

所の次に「(居所)」を、「住所」及び「住所(居所)」に、

は、「法定代理人」を、「遺族又は法定代理人」に、「その資格」を、「遺族又は法定代理人であること」に、

- 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県漁業調整委員会公告

秋田海区漁業調整委員会第一号

秋田海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成十七年三月三十一日

秋田海区漁業調整委員会 加藤 和 未

秋田海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年

秋田県漁業調整委員会公告第一号)の一部を次のように改正する。

第1項の「申出者住所」及び「住所」並びに「住所(居所)」に、「住所」及び「住所(居所)」を、「住所」及び「住所(居所)」に、「認める」を、「思考する」に、「を求める内容」を、「の申出の内容」に、「法定代理人記載欄」 法定代理人、

この決定に不服がある場合の 翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 秋田海区漁業調整委員会に異議申立てをすること

たことを知った日の 6条の規定により、 ことができます。

この処分不服がある場合の 救済方法

- 1 この処分不服が 翌日から起算して 異議申立てをするこ
- 2 この処分の取消し 翌日から起算して6 秋田県を代表する者 提起することができ 日の翌日から起算し を提起することがで
- 3 この処分について 是は、異議申立てに 起算して6月以内に であっても、決定の 処分の取消しの訴え

ある場合は、この処分があつたことを知った日 60日以内に、秋田海区漁業調整委員会に対して ことができます。

の訴えは、この処分があつたことを知った日の 月以内に、秋田県を被告として(訴訟において は、秋田海区漁業調整委員会となります。)、 ます。ただし、その期間内であっても、処分の て1年を経過したときは、処分の取消しの訴え できません。

この規則

1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴 対する決定があつたことを知った日の翌日から

記載することができます。ただし、その期間内
の翌日から起算して1年を経過したときは、
を提起することができません。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田海区漁業調整委員会告示第二号

秋田海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する
規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

秋田海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正
する規程

秋田海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田
海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、
第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人（」
を「遺族又は法定代理人（」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を
加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であるこ
と」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改め
る。

第五条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」
を「第十九条各項」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例
第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各
項」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第
三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第
三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をし
た法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各
項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改
め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五
号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改

め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録さ
れた行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項
とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知
書（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書
（様式第八号の二）によるものとする。
第六条の次に次の一条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移
送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中
「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」
に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項
各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六
条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項にお
いて準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の
一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知
書（様式第十五号の二）によるものとする。
第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事
案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式
第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用
停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 個人情報情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の六)
- 二 個人情報情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第十五号の七)
- 2 条例第二十六條の十第二項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第十五号の八)によるものとする。
- 3 条例第二十六條の十一第二項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の九)によるものとする。
- 4 条例第二十六條の十二の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の十)によるものとする。

<p>懲戒申出 救 済 方 法</p> <p>この決定に不服がある場合の</p>	<p>この決定に不服がある場合は、この決定日から起算して60日以内に、行政不服秋田海区漁業調整委員会に異議申立てを</p>	<p>1 この処分の日から異議申立て 2 この処分の日から起算して60日以内 3 この処分の日から起算して60日以内</p>
<p>定があったことを知った日の審査法第6条の規定により、することができません。</p>	<p>この処分に関する異議を提起する日</p>	<p>1 この処分の日から異議申立て 2 この処分の日から起算して60日以内 3 この処分の日から起算して60日以内</p>

に不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して60日以内に、秋田海区漁業調整委員会に対してをすることができません。

の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において表す者は、秋田海区漁業調整委員会となります。)、とができます。ただし、その期間内であっても、処分から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えができません。

<p>懲戒申出 版報道等 人 ()</p>	<p>他の実施機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体</p>	<p>出 個</p>
<p>()</p>	<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 法人その他の団体</p>	<p>出 個</p>
<p>共団体)</p>	<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体</p>	<p>出 個</p>

様式第 8 号 個人情報開示決定等期間延長通知書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第 8 号の 2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 内容説明： ()
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第 8 号の 3 個人情報開示請求事案移送通知書 (第 6 条の 2 関係)

(A 4 判)

個人情報開示請求事案移送通知書	
	記号及び番号 年 月 日
様	
秋田海区漁業調整委員会会長 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。</p> <p>なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	
開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部(所) 課(室) 班(担当) </div> 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当課	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部 課 班 </div> 電話番号

の3第2項、及び「訂正するかどうかの決定をする」を「訂正決定書の」に、「第26条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由	
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

<p>個人情報訂正請求事案移送通知書</p>	
	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>様</p>	
<p>秋田海区漁業調整委員会会長 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。</p> <p>なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	
<p>訂正請求に係る個人情報の内容</p>	
<p>移送を受けた実施機関</p>	
<p>移送を受けた実施機関の 事務担当課所等</p>	<p>部(所) 課(室) 班(担当)</p> <p>電話番号</p>
<p>移送をした日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>移送をした理由</p>	
<p>移送をした実施機関の 事務担当課</p>	<p>部 課 班</p> <p>電話番号</p>

様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付で提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課	部 課 班 電話番号
備考	

様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田海区漁業調整委員会会長 様

(郵便番号)

請求者 住所(居所)
氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)
電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止 消去 提供の停止 (利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)
	(利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所)及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号)	電話番号

注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 旅券 健康保険証 その他()
請求資格の確認	戸籍謄本 その他()
事務担当課	部 課 班 電話番号
備考	

様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

<p>個人情報部分利用停止決定通知書</p>	
	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>様</p>	
<p>秋田海区漁業調整委員会会長 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。</p>	
<p>利用停止請求に係る 個人情報の内容</p>	
<p>利用停止の内容</p>	
<p>利用停止年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>部分利用停止 とする理由</p>	
<p>事務担当課</p>	<p>部 課 班 電話番号</p>
<p>この処分に不服がある 場合の救済方法</p>	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田海区漁業調整委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第14条の5関係）

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

に対する決定があつたことを知つた日の翌日から満起することができません。ただし、その期間内日の翌日から起算して1年を経過したときは、おぼろげにすることができません。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県内水面漁場管理委員会告示第四号

秋田県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

秋田県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程(平成十三年秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人(」を「遺族又は法定代理人(」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五

号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第八号)によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第八号の二)によるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(個人情報開示請求事案移送通知書)
第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(様式第八号の三)によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第十五号の二)によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

(個人情報訂正請求事案移送通知書)
第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第十五号の三)によるものとする。

(個人情報訂正通知書)
第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書(様式第十五号の四)によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)
第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第十五号の五)によるものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)
第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 個人情報全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の六)
- 二 個人情報一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第十五号の七)
- 2 条例第二十六條の十條一項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第十五号の八)によるものとする。
- 3 条例第二十六條の十一條一項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第十五号の九)によるものとする。
- 4 条例第二十六條の十一條の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特別延長通知書(様式第十五号の十)によるものとする。

<p>懲 罰 冊</p> <p>この決定に不服がある場合の救 済 方 法</p>	<p>この決定に不服がある場合は、この決定の日から起算して60日以内に、行政不服秋田県内水面漁場管理委員会に異議申立</p>
--	--

<p>懲 罰 冊</p> <p>この決定に不服がある場合の救 済 方 法</p>	<p>この決定に不服がある場合の救 済 方 法</p>	<p>1 この処分の日から起算して60日以内に、行政不服秋田県内水面漁場管理委員会に異議申立</p> <p>2 この処分の日から起算して60日以内に、行政不服秋田県内水面漁場管理委員会に異議申立</p> <p>3 この処分の日から起算して60日以内に、行政不服秋田県内水面漁場管理委員会に異議申立</p>
--	-----------------------------	--

に不服がある場合は、この処分があったことを知った日

立てをすることができます。

の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において表す者は、秋田県内水面漁場管理委員会となります。)とができます。ただし、その期間内であっても、処分から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴え

<p>懲 罰 冊 出 出</p> <p>他の実施機関 実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体 法人その他の団体</p>	<p>他の実施機関 実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体 法人その他の団体</p>
--	---

<p>版 報 道 等 人 ()</p> <p>他の実施機関 実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体 個人 ()</p>	<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 法人その他の団体 個人 ()</p>
--	--

<p>共 同 体)</p> <p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 法人その他の団体 個人 ()</p>	<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体 個人 ()</p>
---	--

<p>共 同 体)</p> <p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 法人その他の団体 個人 ()</p>	<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体 個人 ()</p>
---	--

様式第 8 号 個人情報開示決定等期間延長通知書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第 8 号の 2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 内容説明： ()
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第 8 号の 3 個人情報開示請求事案移送通知書 (第 6 条の 2 関係)

(A 4 判)

個人情報開示請求事案移送通知書	
	記号及び番号 年 月 日
様	
秋田県内水面漁場管理委員会会長 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。</p> <p>なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	
開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部(所) 課(室) 班(担当) </div> 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の事務担当課	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部 課 班 </div> 電話番号

の3第2項、及び「訂正するかどうかの決定をする」を「訂正決定書の」に、「第26
条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由	
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書（第14条の2関係）

（A4判）

<p>個人情報訂正請求事案移送通知書</p>	
	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>様</p>	
<p>秋田県内水面漁場管理委員会会長 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。</p> <p>なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	
訂正請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	<p style="text-align: center;">部（所） 課（室） 班（担当）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>
移送をした日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
移送をした理由	
移送をした実施機関の事務担当課	<p style="text-align: center;">部 課 班</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>

様式第15号の4 個人情報訂正通知書（第14条の3関係）

（A4判）

個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課	部 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 様

(郵便番号)

請求者 住所(居所)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人 情 報 の 内 容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の内容 及 び 理 由	利用の停止 消去 提供の停止 (利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)
	(利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 区 分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所) 及 び 氏 名 等	氏 名		
	住 所 (居所)	(郵便番号)	電話番号

注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証	旅券	健康保険証
	その他()		
請求資格の確認	戸籍謄本	その他()	
事務担当課	部	課	班 電話番号
備 考			

様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止の理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
備考	

様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

<p>個人情報部分利用停止決定通知書</p>	
	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
様	
<p>秋田県内水面漁場管理委員会会長 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。</p>	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止とする理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県内水面漁場管理委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をしない 理由	
事務担当課	部 課 班 電話番号
この処分に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県内水面漁場管理委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

<p>個人情報利用停止決定等期間延長通知書</p>	
	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
様	
<p>秋田県内水面漁場管理委員会会長 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
延長後の決定期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
延長の理由	
事務担当課	<p style="text-align: center;">部 課 班 電話番号</p>
備 考	

様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書 (第14条の5 関係)

(A 4 判)

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
事 務 担 当 課	部 課 班 電話番号
備 考	

